

高校生全学年
保護者様

武庫川女子大学附属高等学校
事務室

私立高等学校等奨学給付金の申請について

標記の「奨学給付金」について、各都道府県で受付が開始されます。

この「奨学給付金」は、返還の必要がありません。

つきましては、支給要件を満たし、申請を希望する場合は、下記のとおり申請書入手し、必要書類とともに期日までにご提出ください。

記

1. 支給要件

保護者等（親権者全員）の令和4年度の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）、又は生活保護（生業扶助）受給世帯である。
（府県によっては、他にも要件がある場合があります。）




※ 「就学支援金」とは別の制度です。

2. 支給額

対象者の所得基準		支給年額
生活保護(生業扶助)受給世帯		52,600円
市町民税所得割額と 県民税所得割額を 合算した額(父母合算)が0円	下記以外の場合	134,600円
	① 2人目以降の高校生等 ② 親権者等に扶養されている、 15歳(中学生除く)以上23歳未満 の扶養されている兄弟姉妹(高校生 を除く)がいる世帯の高校生等	152,000円

※失職、倒産、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化等で収入が激減し、急変後の収入が、住民税所得割非課税相当と見込まれる世帯については、【奨学のための給付金・家計急変分】が受けられます。保護者等が在住している府県によって、申請方法や必要書類が異なりますので、裏面をご覧ください。

3. 申請書の入手方法・提出先等

保護者の 在住所地	申請書の入手方法	提出期日	提出先
兵庫 県	学校事務室で〈一般〉および〈家計急変〉の詳しい資料 及び申請書をお渡しいたします。 支給要件に該当する場合は、〈一般〉、〈家計急変〉どち らの資料が必要か、事務室までお申出ください。	〈一 般〉 9月16日(金) 〈家計急変〉 8月19日(金) ※以後毎月15日締切 最終締切1月27日(金)	学校事務室 (学校でとりまとめ、兵庫 県教育課に提出します。)
大阪 府	大阪府庁ホームページよりダウンロードして下さい。 〈通常制度〉 令和4年7月1日(金)から8月1日(月)まで、 <u>府民お問合せセ ンター情報プラザ</u> に配架しています。 http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuhu.html  〈家計急変制度〉 https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/kyuhen_syuuti.html 	〈通常制度〉 <u>8月1日(月)【消印有効】</u> 〈家計急変制度〉 <u>8月1日(月)【消印有効】</u> ※8月1日を過ぎての申請も可能 ですが、申請月の翌月から令和 5年3月までの月数に応じた給 付額となります。 <u>最終期限 令和5年2月28日(火)</u>	大阪府教育庁私学課 奨学のための給付金担当 (申請書の「生徒の在学証 明」欄に事務室で証明印 を押します。早めに申し 出てください。)
上記以外 の 都道府県	詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせください。 文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などが掲載されています。 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm		

〈 問合せ先 〉

武庫川女子大学附属高等学校事務室 TEL:0798-47-6436

(平日9:00～16:00 土曜、日曜、祝日は除く)